

**徳島県での生物多様性地域戦略策定  
に向けての提案**

**2011 年 4 月**

**生物多様性とくしま会議**

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>P.1</b>
1.1	「生物多様性とくしま会議」及び「徳島県での生物多様性地域戦略策定に向けての提案」について	P.1
1.2	「生物多様性とくしま会議」参加団体・参加者	P.2
1.3	提案内容	P.3
<b>第2章</b>	<b>生物多様性地域戦略策定のあり方について</b>	<b>P.4</b>
2.1	策定方針について	P.4
2.2	進め方について	P.4
2.3	体制について	P.5
2.4	手順について	P.6
2.5	検討すべき項目について	P.7
<b>第3章</b>	<b>生物多様性とくしま会議としての目標提案</b>	<b>P.8</b>
3.1	ビジョン	P.8
3.2	目指すべき仕組み	P.10
3.3	作業部会検討結果	P.11
<b>巻末資料</b>		<b>P.25</b>
巻末資料 1	「生物多様性とくしま会議」規約	P.26
巻末資料 2	「生物多様性とくしま会議」開催記録	P.29
巻末資料 3	条約新戦略計画（ポスト 2010 年目標該当箇所）[環境省仮訳]（愛知ターゲット）	P.40
巻末資料 4	「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言（仮訳）」	P.44
巻末資料 5	BIO-City, no.47, 2011. 『生物多様性条約 COP10 がもたらした市民グループのネットワーク化、「生物多様性とくしま会議」の挑戦』	P.48
巻末資料 6	季刊 自治体法務研究, No.23, 2010. 『北広島町生物多様性の保全に関する条例』	P.54

## 第1章 はじめに

### 1.1 「生物多様性とくしま会議」及び「徳島県での生物多様性地域戦略策定に向けての提案」について

剣山、吉野川、紀伊水道を始めとする多様な環境を持つ徳島県の人々は、それら自然からの恩恵を享受しながら生活を営んできました。しかし、徳島県版RDBには、「絶滅」に動物・植物計32種、「絶滅のおそれのある種」（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）に計857種が掲載されています。これは、実際には、徳島県の自然・生態系を支える生物の多様性が失われてきており、私たちの生活の基盤である生態系が危機的な状態になってきていることを示しています。

今、私たちは、残された自然を守り、過去に失われた自然を取り戻し、将来にわたって活用していくために、生物多様性の損失がこれ以上すすまないよう、自然共生型の地域づくりに取り組まなければなりません。

昨年、2010年は、名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催された大事な年でした。徳島県は、COP10に先立って開催された生物多様性国際自治体会議に参加し、「愛知/名古屋宣言」の採択に賛同し、COP10閣僚級会議の場で「政府による生物多様性条約およびその他の多国間合意の目的遂行を、地方レベルで支援すること」を表明した自治体の一つです。

COP10の開催に先立つ2010年5月、知事は、「生物多様性シンポジウム in とくしま」で、徳島県での生物多様性地域戦略を、市民参加を得て策定することを宣言されました。国際自治体会議への参加は、徳島県としての決意の表れだったと推察されます。

「生物多様性とくしま会議」は、市民団体、学識経験者、関係機関有志が連携し、情報や課題を共有し、立場の違いを尊重しながら、生物多様性保全のための責任ある行動をとっていけるしくみを作ること、そして、徳島県、日本、世界の動きを支援することを目標として設立されました（巻末資料1）。

「徳島県での生物多様性地域戦略策定に向けての提案」は、他の自治体のモデルとなるような素晴らしい、そして徳島らしい地域戦略を、私たち市民も一緒になって創り上げていきたいという想いから自主的に検討してきた結果をまとめたものです。平成22年4月16日から平成23年4月2日の間に行なった、12回の検討の成果（巻末資料2）であるこの提案を、戦略策定の活動を開始するためのたたき台にしていいただければと思います。

## 1.2 「生物多様性とくしま会議」参加団体・参加者

表 1.1 「生物多様性とくしま会議」参加団体・参加者一覧

環境団体等	エコロジーの森を創る会
	かみかつ里山倶楽部
	市民アクション徳島
	園瀬川流域環境保全の会
	徳島県自然保護協会
	徳島県植物研究会
	とくしま自然観察の会
	日本ビオトープ管理士会徳島支部
	日本野鳥の会徳島
	吉野川ひがたの会
	吉野川ラムサールネットワーク
	NPO法人カイクネイチャーネットワーク
	NPO法人剣山クラブ
	NPO法人元気やまかわネットワーク
	NPO法人里山の風景をつくる会
	NPO法人徳島共生塾一步会
NPO法人徳島保全生物学研究会	
NPO法人三嶺の自然を守る会	
学識経験者	鎌田磨人（徳島大学大学院システクノサイエンス研究部）
	上月康則（徳島大学大学院システクノサイエンス研究部）
	河口洋一（徳島大学大学院システクノサイエンス研究部）
	大田直友（阿南工業高等専門学校）
	渡辺雅子（阿南工業高等専門学校）
ファシリテーター	澤田俊明（有限会社環境とまちづくり・徳島大学客員教授）
	大西 舞（徳島大学生態系管理工学研究室[大学院生]）
	源 典子（徳島大学生態系管理工学研究室[大学院生]）
	竹村紫苑（徳島大学生態系管理工学研究室[大学院生]）

### 1.3 提案内容

「生物多様性とくしま会議」として、1) 生物多様性地域戦略の策定のあり方、及び、2) 生物多様性地域戦略として目指すべき徳島の姿・目標について提案します。

私たちは、徳島県の生物多様性地域戦略の策定を積極的に支援したいと思っています。そして、策定後に、行政、市民、企業等の多様な主体の連携による具体活動の実施、評価、および改善を行っていきける、PDCAサイクルのしくみを構築し、そのことをとおして生物多様性の回復・保全を実現していきたいと考えています。

Step1 Plan (計画) : 徳島県生物多様性地域戦略と行動計画の策定

↓

Step2 Do (実施) : 徳島県生物多様性地域戦略と行動計画の実施

↓

Step3 Check (評価) : モニタリングの実施・目標進捗状況の確認

↓

Step4 Act (改善) : 評価結果を受けての改善

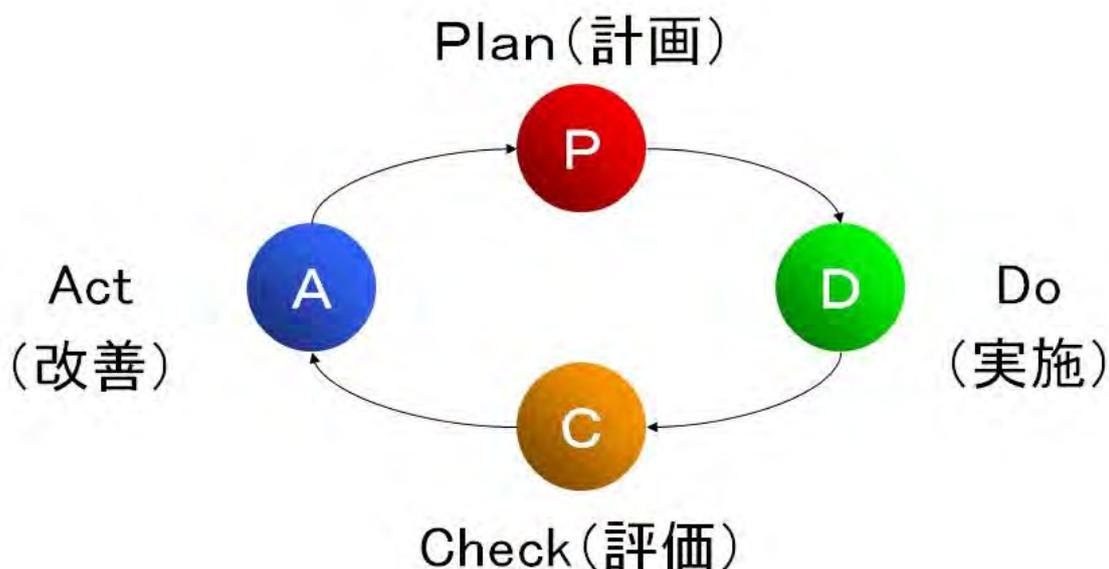


図 1.1 PDCA サイクル図

## 第2章 生物多様性地域戦略策定のあり方について

### 2.1 策定方針について

徳島県で生物多様性地域戦略を策定するにあたっては、生物多様性条約 COP10 「愛知ターゲット（巻末資料3）」、及び生物多様性国際自治体会議「愛知・名古屋宣言（巻末資料4）」で提示された内容を踏まえつつ、徳島県の気候風土、地域性等を反映した戦略とすることが必要だと考えます。

### 2.2 進め方について

徳島県生物多様性地域戦略の策定に際しては、①戦略の検討に入る前に検討手順を明確にすること、②住民や企業等、様々な主体の参画を促進しつつ、地域特性を踏まえた検討をすること、③専門家による検討との有機的な連携を図ることが重要です。

戦略の策定を牽引する徳島県においては、国や市町村等の関連行政機関からの意見聴取や合意形成も進めつつ、住民・関係者等と双方向コミュニケーションを促進する役割を果たしていただくことを期待いたします。

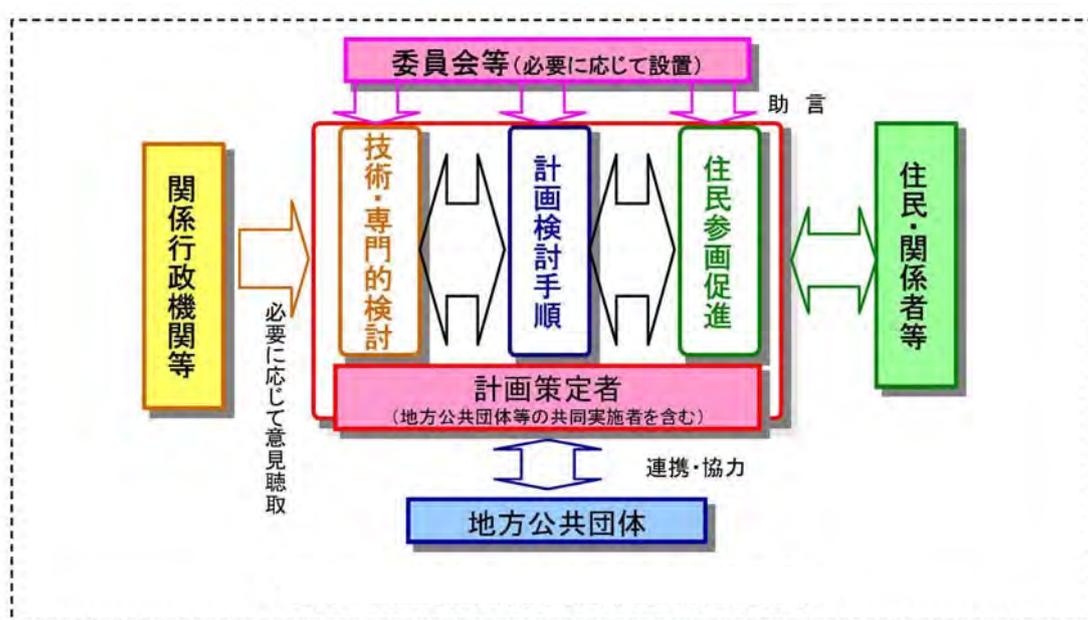


図 2.1 戦略策定段階における関係主体の位置づけ

国土交通省（2009）公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン解説. 国土技術政策総合研究所資料 No533. P5 より引用

## 2.3 体制について

双方向コミュニケーションに基づき徳島県生物多様性地域戦略を策定していくためには、県庁内での部局横断的な体制を構築することはもちろん、行政(国、市町村を含む)・市民・専門家・市民団体・事業者等で協議することのできる組織の設置も含め、熟慮の上で検討体制を構築することが必要です。

また、一般住民の声を広く集めるため、徳島県内全域において生物多様性に関する広報活動を行うとともに、各地域でのタウンミーティングを開催していくことも重要です。

こうした体制に基づいた検討を円滑に進めていくためには、徳島県と策定を支援しようとする市民団体(生物多様性とくしま会議等)とが、協働で事務局を担っていくことが望まれます。「生物多様性とくしま会議」は徳島県を支援し、事務局を担っていきたいと考えています。

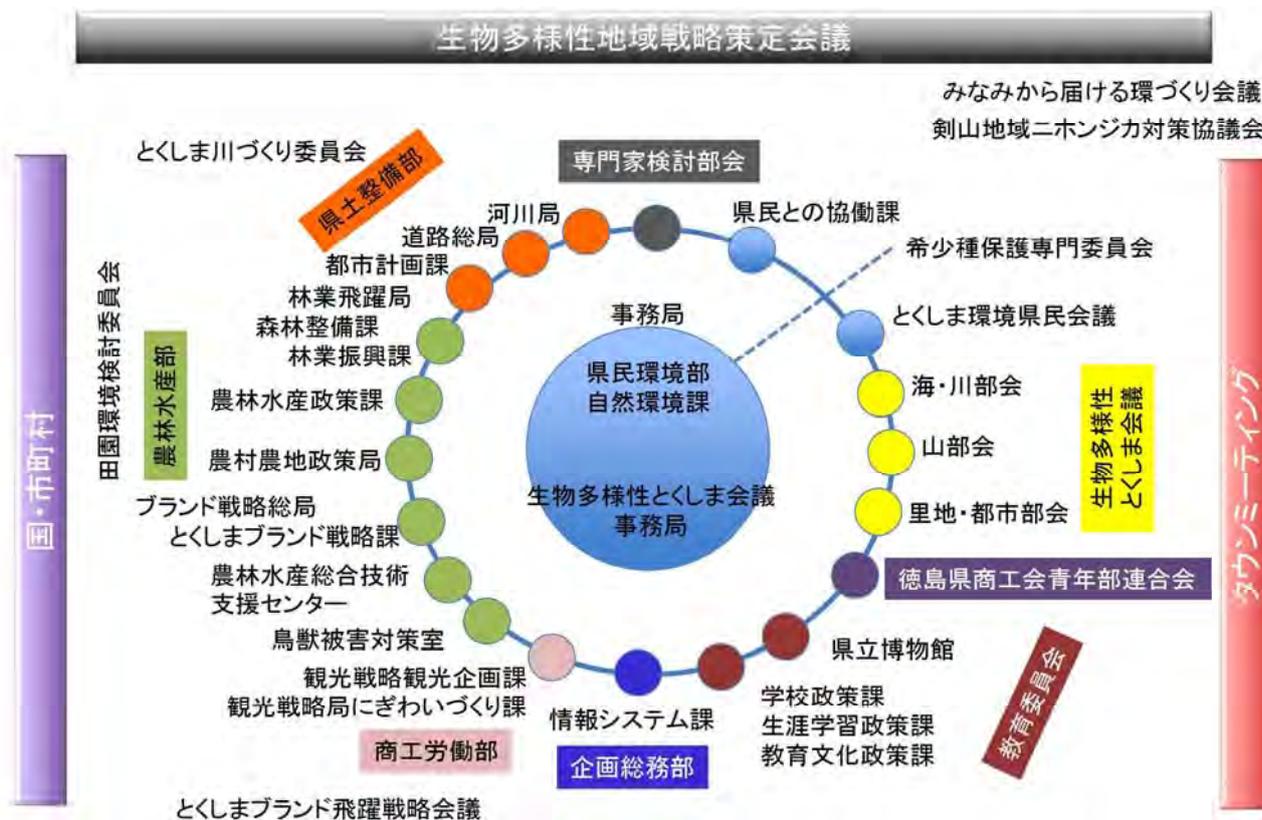


図 2.2 生物多様性地域戦略を策定するための体制 (イメージ)

## 2.4 手順について

生物多様性地域戦略の策定手順は慎重に決定される必要があります。すなわち、策定に係る体制、スケジュール、意見聴取や情報公開の方法等について、市民との協働で検討し、合意を図っていくことが重要です。「生物多様性とくしま会議」は、策定手順の検討を手伝う準備があります。

## 2.5 検討すべき項目について

私たちが生物多様性地域戦略の中で示していくべきだと考える項目を、以下に示します。

### ① 長期目標及び短期目標について

「愛知ターゲット」及び「愛知・名古屋宣言」に基づき長期（2050年頃）、短期（2020年頃）に達成すべき目標の設定が必要です。

### ② 数値目標について

目標の進捗、達成状況を評価し、実施体制を管理していくためにも、具体的な数値目標の設定が必要です。

### ③ 目標実現に向けた具体的な行動計画と施策について

設定した数値目標を達成するための行動計画を示し、それを支える具体的な施策をつくる必要があります。

### ④ 国・市町村・市民等との連携体制の構築について

「新しい公共」の考え方にに基づき、国や市町村との連携はもちろん、市民・NPO・企業等と協働する連携体制をつくる必要があります。

### ⑤ 生物多様性保全を推進する人材の育成のあり方について

生物多様性についての正しい知識を持つ人材を育成し、生物多様性保全活動の新たな担い手づくりを行うためのしくみをつくる必要があります。

### ⑥ 情報の集積・共有・発信の仕組みについて

生物多様性に関する情報を集積・共有・発信するしくみをつくる必要があります。

### ⑦ 地域戦略策定後のモニタリングの実施と進捗のチェックについて

生物多様性地域戦略において設定した数値目標、具体的施策の達成状況をモニタリングし、改善していけるPDCAのしくみをつくる必要があります。

## 第3章 生物多様性とくしま会議としての目標提案

### 3.1 ビジョン

生物多様性とくしま会議は、全体会議と3つの作業部会（都市・里地部会、川・海[川・汽水域・沿岸域・海洋]部会、奥山・里山部会）で構成されています。全体会議では、各作業部会において検討された、地域別の大目標・個別目標を共有し、それらを包括する全体目標を検討しました。



図 3.1 ビジョンの構成

#### 3.1.1 全体目標

## もてなし もてなされる いのちのつながり

人々が持つ“おもてなし”の気持ち。その気持ちを生きものにも向けることで、生活の中でなくてはならない、生きものからの恩恵を長く受け続けることができます。

徳島県で行われるすべての活動に、生きものに対しての“おもてなし”の気持ちが流れ、それを表現・実現するしくみが組み込まれています。

### 3.1.2 地域別目標

#### (1) 都市・里地

##### ①大目標

命豊かな 土と水と緑をとり戻した社会

##### ②個別目標

「身近な自然が取り戻された都市(まち)」

「身近な生きもので賑わう里」

#### (2) 川・海 (川・汽水域・沿岸域・海洋)

##### ①大目標

食べて、遊んで、子どもに継がせられる川・海

##### ②個別目標

「おかずがとれる川・海」

「子どもに継がせられる川・海」

「食べて、遊んで、かせげる川・海」

#### (3) 奥山・里山

##### ①大目標

自然林、里山、人工林がバランスよく配置され、流域単位で利活用できている

##### ②個別目標

「森が自律的に存在し続けている奥山」

「多様な森が生活空間の一部として活用され続けている里山」

「自然のサイクルと多様な生き物を活かして維持されている経済林」

### 3.2 目指すべき仕組み

生物多様性地域戦略の策定後、以下に示すような仕組みづくりを目指す必要があります。

- 行政界を越えた連携の仕組みが確立し、多様な人のネットワークで支えられている。
- 確立した技術に基づいて生物多様性が保全され、維持されている。
- 情報集約・発信の仕組みの中で、モニタリングに基づく評価が効率的に行われている。

### 3.3 作業部会検討結果

作業部会では、1)都市・里地、2)川・海(川・汽水域・沿岸域・沿岸域・海洋)、3)奥山・里山の生物多様性に関わる課題について、個別に検討を行いました。作業部会で抽出された、それぞれの地域の課題について示します。

なお、それぞれの作業部会間で課題の抽出方法や取りまとめ方法は異なります。それらについては、部会の持ち味を活かすために、全体会議での統一はあえて行いませんでした。

今後、地域戦略の策定作業にとりかかる際には、各部会で抽出された課題を踏まえつつも、タウンミーティング等を通して、より地域に密着した視点から地域課題を浮き彫りにする必要があります。

# 命豊かな 土と水と緑をとり戻した社会



氾濫原や扇状地などの攪乱域は多様な生物が生息し哺乳類や鳥類の餌場や狩場だった一代償地となった田や畑も水路や里道もその役割を失い身近な生物のジオトープが消え続けている



### 定義

- 市街地域：市街化区域又は未線引きの人口集積地域
- 郊外地域：市街化調整区域又は未線引きの耕作地域
- 集落地域：都市計画区域外の人口集積地域
- 耕作地域：都市計画区域外の耕作地域

- ・都市とは…多数の人口が比較的狭い区域に集中し、その地方の政治・経済・文化の中心となっている地域（大辞泉）／一定地域の政治・経済・文化の中核を成す人口の集中地域（広辞苑）
- ・里地とは…里⇒人家のあるところ（広辞苑）／里⇒山中や田園地帯などで、人家が集まって小集落をなしている所（大辞泉）
- ・里山とは…人里近くにある生活に結びついた山（大辞林）／「村里家居近きを指して里山と申し候」（1759年木曾山雑話）

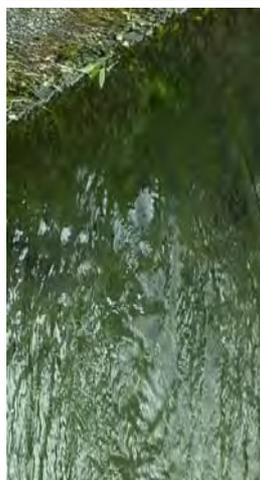
## 徳島の都市や里地における生物多様性の現状：砂浜や干潟と氾濫原の湿原や草原や平地林が消失



永續性が担保されない壁面緑化…生命維持装置付の特殊緑化



点在する湧水地のコンクリート化…コイが放たれれば在来生物が消失



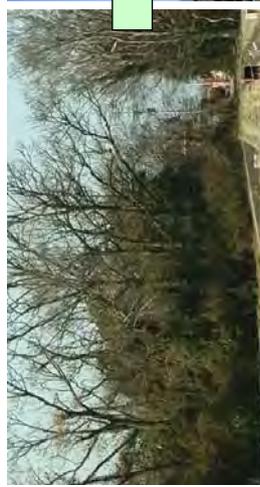
生きものとして扱われない街路樹の悲劇…緑化率は全国最下位



土水路と自然湿地に甞る休耕田…休耕田に増える花畑



多様な道草に覆われた里道…身近な自然が消失し農道へと変貌



照葉樹林へと遷移するクヌギの平地林…伐開されて宅地へと変貌



都市・里地の戦略フレームー現状・課題・施策・施策目標・地域目標・戦略目標・将来像  
都市・里地の現状・課題・対策・目標・将来像整理表

区分	種別	細別	現状 (生物多様性の視点)	対応方針(施策目標) (あるべき方向)	現状改善の課題 (解決すべきこと)	施策(解決策) (あるものを活かす)	地域目標	戦略目標	将来像			
都市	市街地域	土地利用	・人工的な緑地が大半で自然緑地貧弱 ・建築群による自然地の分断や孤立 ・土地の大半が建築物や舗装で被覆 ・中心地衰退で廃屋や未利用地が点在	・都市の中に自然が共存した生活環境を再生	・都市計画に生態系の視点を反映 ・緑地保全関連の自然条例の積極的運用 ・自然保全と適切なオープンの創出 ・土の地面や地表に水辺を創出	・都市マスタープランに生態的視点導入 ・都市緑地法の積極的かつ適正な運用 ・地域ビotope・プランの策定 ・学校・公園・公共施設にビotope創出	歩いている場所に湿地と草地と林地の創出	攪乱域に依存する生物とすみわけ共存する土地利用	命豊かな土と水と緑をとり戻した社会			
		人間	・自然と隔離され人工物に囲まれた生活 ・大量の資源消費と廃棄物排出 ・自然破壊と生態系の破壊 ・不快生物排除と多様性の排除	・低消費型生活と自然とのふれあいを回復	・日常生活の場身近な自然を取り戻す ・身近な自然への負荷を減らす生活 ・地域の身近な自然を再生又は創出 ・多様な生物の存在を許容する意識転換	・持続可能な開発のための教育の推進 ・自然の再生・創出・管理への参加の仕組み ・地域の野草が生育できる場所の提供 ・野生生物の生態等の正しい知識修得						
		水	・生活用水の増大と水質汚染 ・上下水道整備による不健全な水循環 ・水路のコンクリート三面張りや暗渠化 ・表面排水による地下浸透水の減少	・健全な水循環と地表の水辺の回復	・水の消費量と汚水の排水量の最小化 ・上水、中水、下水の循環利用 ・地表の滞留水確保と地下水の涵養 ・雨水排水の低減と有効利用	・水資源と環境に関する啓発と規制導入 ・下水処理水を利用した湿地の創出 ・天水の湛水確保と土水路(小川)再生 ・天水の貯留による中水利用の促進						
		土壌	・舗装による地表被覆と土壌浸透水低下 ・遠隔地から搬入された客土による地盤 ・鉱物由来の土壌で固結した造成地盤 ・有機物に乏しく土壌生物相が貧弱	・舗装を剥がし地表に土壌を回復	・土地利用の見直しによる舗装材を撤去 ・当該地域本来の土性の回復 ・適正な土壌硬度の回復 ・土壌微生物の生息環境の適正化	・未利用地の公有地化による土壌回復 ・公共施設用地内の舗装の最小化 ・開発工事に伴う有効な発生土との入替 ・耕耘又は土壌動物定着による土性改良						
		植物	・外来種や園芸種が占める在来種に乏しい ・草叢が消失し在来野草の生育地が欠如 ・強選定や除草など過度な人為的管理 ・樹木や緑地の減少と画一的な植栽	・在来の植物群落が成立する自然地の創出	・在来種導入と地域遺伝子の保全 ・外来種や侵入種の排除と侵入防止 ・草地再生のための新たな土壌の確保 ・間引きや草刈等の適正な維持管理	・自然地の保護・保全の区域設定と規制 ・未利用地に草地や平地林を再生・創出 ・過度な管理による植生への負荷低減 ・維持管理への参加と協働の仕組みと体制						
	動物	・クモやハチなど不快生物の徹底的排除 ・ハトやカラスなどの都市型生物の増加 ・生息の過密による人間との摩擦顕在化 ・ペント放棄による野生化や外来種定着	・不快生物とすみわけ又は共存する土地利用	・都市型生物の管理やねぐらの除去 ・ハトやカラスの給餌行為の禁止 ・野生生物との適距離・緩衝帯の確保 ・野性動物の飼育抑制と適正管理の徹底	・不快生物の天敵が生息する環境の創出 ・都市型生物過密化抑制の広域的な取組 ・緩衝帯の確保と維持管理の仕組みと体制 ・野生動物と接するマナー教育の推進							
	郊外地域	土地利用	・未線引き地域の無計画・無秩序な開発 ・バイパスと店舗進出に伴う農地分断縮小 ・新興住宅や都市開発に伴う自然地消失 ・宅地等小規模転用による農地の虫食化	・身近な自然の保全と利活用及び適正管理	・ビotope・ネットワーク留意の土地利用 ・分断されたビotope・ネットワーク修復 ・平地林や草地・湿地の保全と利活用 ・耕作放棄地の適正な管理または自然化	・都市緑地法の積極的かつ適正な運用 ・田園環境整備マスタープラン策定推進 ・地域ビotope・プランの策定 ・参加と協働による維持管理の仕組みと体制				身近な生きものが暮らす湿地と草地と林地の再生	攪乱域に依存する生物の生息・生育に配慮した生産活動	命豊かな土と水と緑をとり戻した社会
		人間	・土地改良による乾田化で湿地の減少 ・休耕地対策の補助事業による花畑化 ・不快生物排除と多様性の排除 ・農道・生活道・畦や石垣のコンクリート化	・身近な生きものとの日常的なふれあい	・地域の生きものや種類や生活史の理解 ・土の畦や石垣などの多様な空間の保全 ・不快生物とすまひを共存 ・地域の野草が生育する場の確保と保全	・環境学習の場として活用する仕組みと体制 ・維持管理への参加と協働の仕組みと体制 ・耕地雑草の知識修得による選択的防除 ・農道や生活道の道端に道草の再生運動						
		水	・農業用水路のバイパス化 ・生活の都市化と汚水の水処理放流 ・排水路のコンクリート化 ・水路(小川)の生活排水路化	・水生生物の生存を担保する水辺の回復	・地表の流水回復 ・合併浄化槽設置の補助制度強化 ・生物による自然の浄化機能回復 ・清浄な水質と正常な流量に確保	・農業用水の環境用水利用の促進 ・合併浄化槽設置の補助制度強化 ・土と草の水路の普及と管理の仕組みと体制 ・汚水処理水を利用した湿地の創出						
		土壌	・耕地以外の多くは舗装されている ・埋め立てによる表土(土壌生態系)喪失 ・休耕地の表土飛散や流亡	・作物や地域の野草が覆う地面の再生	・耕作放棄地の自然草地化と適正管理 ・宅地等への転用時の表土保全 ・休耕地の耕耘の抑制と裸地期間の縮小 ・草が生える土の地面の回復	・休耕地の湛水化(冬水田圃) ・草地管理の参加と協働の仕組みと体制 ・表土の再利用の仕組みの構築 ・法定外公共物の里道や水路の自然化						
植物		・畦や農道の草地が消失している ・耕作放棄地に帰化植物が繁茂している ・休耕地にはコスモスやヒマワリが作付け	・四季折々に開花する多様な道草の再生	・草が生える土の地面の回復 ・帰化植物の排除と在来種の回復 ・植物への価値観の転換 ・四季折々に花や実をつける道草の再生	・市民参加による移入植物の除去 ・耕作放棄地の公有地化や管理協定 ・野草の存在価値の啓発普及							
動物	・ヒバリやスズメ、バツカやコオロギ、ミツバチやチョウなど、身近な動物が減少 ・ホテルやタガメ、メダカ・タナゴ・ドジョウなど身近な水生動物の減少	・四季折々に姿を現す小動物のこぎわい再生	・草地や雑木林の再生 ・湿地や小川の再生 ・適正な維持管理と活用の継続	・法定外公共物の里道や水路の自然化 ・維持管理への参加と協働の仕組みと体制 ・自然遊びや自然学習の場としての仕組み								
里地	集落地域	土地利用	・生活道や農道の舗装化 ・三面コンクリート排水路 ・廃屋や耕作放棄地の増加 ・農地の工場・事業所への用途転換	・残存する樹林や草地の保全と管理	・ビotope・ネットワーク留意の土地利用 ・道草が生える生活道の再生と維持管理 ・残存する樹林や草地や樹木の保全 ・未利用地への樹林や草地の再生	・農村環境保全の法制度の積極的運用 ・地域ビotope・プランの策定 ・維持管理への参加と協働の仕組みと体制	林地保全と湿原や草原の代償地となる農地の再生	攪乱域に依存する生物の生息・生育に配慮した生産活動	命豊かな土と水と緑をとり戻した社会			
		人間	・生活様式の都市化に伴い集落個性喪失 ・庭のコンクリート化や生活空間の都市化 ・民家の多様な空間を画一化している ・生物は不快・有害という意識が強い	・地域の自然と共生している暮らしの知恵と技術の再生	・地域の自然との新たな関りの再構築 ・人工化が著しい生活空間への自然再生 ・民家や集落に空間に多様性回復 ・生活環境と野生生物とのつながりの理解	・身近な自然の利活用の仕組みと体制 ・地域コミュニティ(自治会)活動の再生 ・自治体職員への環境教育強化 ・住民への啓発普及と活動強化						
		水	・生活排水が用水路や小河川に流入 ・水田の大半は乾田化し冬季には水枯れ ・ため池や湧水地や湿地が消失している	・汚染源の排除と通年的な水辺の再生	・生活排水の浄化 ・水生生物の生息・生育場の通年の確保 ・流水や湿地の保全と再生	・合併浄化槽設置の補助制度強化 ・浄化のための植生と土水路の整備普及 ・参加と協働による維持管理の仕組みと体制						
	土壌	・耕地以外の多くは舗装されている ・埋め立てによる表土(土壌生態系)喪失 ・休耕地の表土飛散や流亡	・作物や地域の野草が覆う地面の再生	・休耕地の耕耘の抑制と裸地期間の縮小 ・耕作放棄地の自然草地化と適正管理 ・宅地等への転用時の表土保全 ・草が生える土の地面の回復	・休耕地の湛水化(冬水田圃) ・草地管理の参加と協働の仕組みと体制 ・表土の再利用の仕組みの構築 ・法定外公共物の里道や水路の自然化							
	植物	・農用林や屋敷林などの平地林の消失 ・草が生える場所が減っている	・四季折々に開花する多様な道草の再生	・草が生える土の地面の回復 ・帰化植物の排除と在来種の回復 ・植物への価値観の転換 ・四季折々に花や実をつける道草の再生	・市民参加による移入植物の除去 ・耕作放棄地の公有地化や管理協定 ・人里植物の存在価値の啓発普及							
	動物	・スズメの営巣に適した家屋が減っている ・両生類・爬虫類・淡水魚が減少	・四季折々に姿を現す小動物のこぎわい再生	・草地や雑木林の再生 ・湿地や小川の再生 ・適正な維持管理と活用の継続	・法定外公共物の里道や水路の自然化 ・維持管理への参加と協働の仕組みと体制 ・自然遊びや自然学習の場としての仕組み							
	耕作地域	土地利用	・施設園芸など農地の生産工場化 ・耕作地と耕作放棄地がモザイク状 ・耕作放棄地が藪となりゴミ不法投棄地に ・施設園芸による人工的環境の圃場	・立地特性に適合した身近な自然の保全	・本来の土地の立地特性に応じた作付け(水田地域と畑作地域に応じた作付け) ・耕作放棄地の適正な管理 ・土地利用型農業への付加価値添加	・農村環境保全の法制度の積極的運用 ・地域ビotope・プランの策定 ・耕作放棄地への湿地や草地の再生 ・参加と協働による維持管理の仕組みと体制				林地保全と湿原や草原の代償地となる農地の再生	攪乱域に依存する生物の生息・生育に配慮した生産活動	命豊かな土と水と緑をとり戻した社会
人間		・農業活動による攪乱 ・病害虫防除の農薬散布 ・栽培種だけ生育を促す除草の徹底管理	・作物の有害生物に限定した病害虫防除	・自然の攪乱に同調した伝統的農業導入 ・減農薬や有機農法の普及 ・過剰な除草管理の抑制	・ビotope管理士や里山整備士の制度を活用しビotopeの考え方を普及 ・有害雑草に限った選択的除草の研究 ・市民の理め合わせとして管理支援制度							
水		・用排水路に生活排水流入で富栄養化 ・利水ダムとバイパス化でため地埋立 ・コンクリート三面張りによる水路の人工化 ・用排水分離によるつながりの分断	・汚染源の排除と通年的な水辺の再生	・汚染源流入防止と水質浄化 ・湿地や湛水の創出 ・三面コンクリートで流れに変化をつける ・水田と水路と河川とのつながり回復	・水質浄化のための水路や湿地整備 ・湿地の保全と浸透による水辺の再生 ・水路敷や護岸形態の多様化と自然化 ・水田魚道や避難路付水路の普及							
土壌		・土地改良による湿地と乾地の特性消失 ・農道の舗装と畦道のコンクリート化 ・化学肥料や農薬による土壌の劣化 ・休耕地の表土飛散や流亡	・化学肥料や農薬の削減と有機栽培の推進	・湿性と乾性の土地の再生 ・道草が生育する道路の再生 ・地域本来の土性の回復 ・休耕地の耕耘の抑制と裸地期間の縮小	・土地改良以前の自然再生事業推進 ・轍部分や歩行部を舗装した道路の普及 ・休耕地には地域の耕地雑草の生育推進 ・不耕耘農法の推進							
植物	・栽培種はほとんど外来種 ・耕地雑草は外来種も絶滅危惧種も増加 ・湿地や草地減少で種数も個体数も減少	・地域の野草が生育する土地の確保と管理	・在来種の生育場の確保 ・その土地に合う在来種の良さを再評価 ・外来種や希少種の理解を広める ・攪乱域に依存する種と耕地雑草の理解	・法定外公共物の里道や水路の自然化 ・地産・旬産の普及啓発 ・地域資源としての在来植物の価値啓発 ・参加と協働による維持管理の仕組みと体制								
動物	・水生動物やスズメが減っている ・水路と水田の分断で両生類の減少 ・湿地や草地に依存する種が減少 ・外来種やイノシシの増加	・生息地である湿地や草地の再生	・餌場や棲み処の確保 ・湿地、草地、林のつながり確保 ・攪乱域に依存する種の生活史の理解 ・池から外来種を駆除する	・法定外公共物の里道や水路の自然化 ・水田魚道や避難路付水路の普及 ・動物と耕作地(水田や畑)と関りの啓発 ・外来種生物法の普及と駆除活動体制構築								

## (2) 川・海 (川・汽水域・沿岸域・海洋)

### ① 生態系サービスを十分に享受できる

#### 望ましい状況

- ・自然の再生産能力が維持され、天然資源が持続的に活用できる。
- ・生態系サービスを支える生物多様性が現状と同等以上確保されている。
- ・持続的に天然資源を活用できる管理体制や仕組みが構築され、必要に応じて法的な裏づけのある保護（保護区の指定など）が進められている
- ・在来の貝類や魚類を継続的に捕獲でき、地産・地消が積極的にできている
- ・藻場や砂浜など漁場が豊かであり、将来に引き継がれる
- ・川・水田・汽水域・沿岸域・海洋間の連続性（例えば生物や物質の移動）が確保され、それぞれの環境内（沿岸域では、潮上帯~潮間帯~潮下帯）の連続性が確保されている
- ・汽水域や沿岸域の価値が認識され保全されている
- ・河口および沿岸域における陸域とのつながりの重要性が認識され、保全されている
- ・伏流水を含む水、土砂等が、流域から海洋まで統合的に維持・管理されている
- ・森・川・海における土砂及び水の移動が確保されている
- ・湧水や伏流水等の環境のもつ機能が評価されている
- ・今残された自然の海域や水辺環境を少しでも多く守り、その上ですでに自然が破壊・劣化してしまった海域および水辺について自然再生を行う仕組みができている
- ・生物多様性を支える生息地、特に干潟、砂浜、沿岸域の埋め立てや掘削による損失を防ぐ仕組みができている
- ・汽水域、干潟、藻場、島部、砂浜、砂州、サンゴ礁など人為的影響を受けやすい浅海域が保全され、沿岸域の統合的管理がされている
- ・水田を取り巻く環境の生物多様性が維持・保全され、農業と生物多様性を維持する仕組みができている
- ・ウミガメの上陸・産卵・ふ化が毎年確認できる環境が保全されている
- ・ウミガメやサンゴ礁など海岸・海洋に関する継続調査の体制が整っている
- ・海岸植物群落が守られ、徳島らしい多様な海辺の姿がある
- ・ヨシが生き活きと繁茂し、美しい川の水辺の風景がある

## 課題

- ・資源の活用法の検討（→乱獲防止、安定した漁獲の確保、管理体制の構築）
- ・藻場や干潟の保全
- ・連続性の確保（川や海のエコトーン確保）
- ・水のネットワークの再生
- ・河川、沿岸域、海洋等水辺の生物多様性を保全するための体制づくり
- ・水質および水量の維持・管理
- ・汽水域、沿岸域、砂浜、海洋の保全
- ・潮上帯～潮間帯～潮下帯の連続性の確保および保全
- ・汽水域、干潟、藻場、島部、砂浜、砂州、サンゴ礁など影響を受けやすい浅海域および沿岸域の統合的管理
- ・ダムや防波堤などの人工構築物による生物の移動や伏流水を含む水、土砂および落ち葉などの物質の自然な流下の阻害の防止
- ・水および土砂の山林を含む流域から海洋までの統合的管理
- ・海域の生きものの放流活動やサンゴや海藻などの生きものの移植のガイドラインおよび対策
- ・化学物質等の有害廃棄物、過剰な栄養塩負荷および生活排水等陸域からの過剰な有機物の供給による水質悪化や生態系劣化に対する水質管理体制
- ・ウミガメやサンゴ礁など海岸・海洋に関する継続調査の体制
- ・環境省特定植物群落（吉野川のヨシ群落など）の保全対策
- ・海岸植物群落の保護および自然の海岸の保全と再生

## 現状意見

- ・持続可能な水産資源管理ができていない
  - ・例えば、魚貝類の漁獲量が減少、むやみに獲る（乱獲）といった悪循環
  - ・アユの産卵場、現存量が減っている
- ・絶滅危惧種が増えている
- ・藻場が減少している
- ・磯焼けが進んでいる
- ・埋め立てが進んでいる
- ・砂浜の後退が進んでいる
- ・ダムによって川や海に土砂の供給がされていない
- ・中規模洪水が少なくなっている
- ・川や海的环境維持に十分な水量を流すことができない
- ・河原がなくなっている（川のエコトーンが減っている）
- ・休耕田の活用がされていない
- ・水辺が泥化、陸化している

- ・水温と水位が上昇している
- ・気候変動による水環境の変化が表れている
- ・竹が島のサンゴの種類が変わってきている
- ・汽水域および沿岸域の価値や保全の意義が認識されていない
- ・河口域で、つりのえさ（パッチン）を獲る方法が問題（生態系を壊す）
- ・ウミガメの産卵場所に道路が整備されるなど、ウミガメが上陸・産卵・ふ化できる環境が狭まっている
- ・自然海岸が減少し、海岸線の人工化が進んでいる
- ・海岸植物群落の生育地が狭められている
- ・川のヨシ群落が衰退している

## ②水にかかわる文化や歴史が引き継がれ、その景観が保全されている 望ましい状況

- ・観光資源として利用されている
- ・子どもたちが川や海で遊んでいる
- ・川や海にごみがない
- ・特定外来種など、従来の生態系を脅かす外来種がない
- ・問題となる外来種の侵入に対して、地域と一体になった防除策がすぐにとれる
- ・地域の水辺の生物多様性を財産として大切に思える人がたくさんいる
- ・人と自然との豊かなふれあいの場が維持され、活用されている
- ・CEPA（広報・教育・普及啓発）活動が充実している
- ・広域的・国際的視点から徳島の川や海の景観・資源が理解され、国内外の関係する団体とネットワークが構築されている
- ・生物多様性や地域知を活かした持続可能な自然資源の活用による産業振興ができている
- ・持続可能な自然利用（土地利用・海域利用など）をするために、生物多様性を損なわないゾーニングや計画の手順が確立している
- ・地域で培われてきた水辺環境と人間との関わり方の知識、技術、体制を十分に活用し、保存している
- ・沿岸域について、防災と生物多様性保全の調和が十分にできている

## 課題

- ・環境教育の実施（学校での導入、地域における機会の確保）
- ・利活用のためのルールの整備やマナーの教育
- ・防災対策と環境保全の両立
- ・外来種移入対策と駆除
- ・CEPA（広報・教育・普及啓発）の重要性の認識と実践のための仕組みづくり
- ・地域の特性を活かし、かつ広域的・国際的視点での環境教育実践のプログラムおよび体制の構築
- ・環境教育推進のための人材養成およびその仕組みの確立
- ・流域、沿岸域、海岸・海底を含めた海洋の漂流・漂着ごみについて、発生原因の究明、回収・処理方法などの対策

## 現状意見

- ・地域の子どもや大人に文化や歴史を伝える機会が少ない
- ・第十堰の保全が進まない
- ・自然との適切な関わり方を学ぶ機会がない
- ・川や海に人が行かなくなってきた
- ・危険に対する教育がされていない
- ・人の利用方法が多様化しているのにルールが整備されていない
- ・浜辺に車が進入している
- ・不必要にコンクリートで固められてしまうことがある
- ・防災対策と環境保全の両立がされていない
- ・水を流すだけの護岸になっている
- ・圃場整備に伴い、河川が3面張りになっている
- ・川や海がごみ捨て場のようにになっている
- ・漂着、漂流ごみを拾ってもなくならない
- ・不法投棄がされている
- ・国内外来種の問題が認識されていない
- ・バス釣りが文科省のお墨付きになっている
- ・EM菌の使用についての検討が少ない

### ③ 行政を含む組織の縦割り、横割りを超える統合的な保全のためのマスタープランがある

#### 望ましい状況

- ・ 陸域と海域を一体のものとして、管理、保全していくための体制が充実している
- ・ 市民調査が積極的に実践されており、これらのデータが水辺環境保全に活用され、反映される仕組みができています
- ・ 専門知および地域知で得られた科学的調査データが水辺環境保全に活用され、社会に還元される仕組みが確立されている
- ・ 生物多様性ホットスポットマップの作成と保全のための情報公開、それをベースにしたゾーニングなど、生態系の現状評価が十分に行われその積極的活用がされている
- ・ ラムサール条約など生物多様性条約と連動することで、効果の上がる国際条約の活用を進める仕組みが確立されている
- ・ 河川法、海岸法、海洋基本法、海洋生物多様性保全戦略など、水環境保全に関する国内法が活用されている
- ・ 水環境の生態系ネットワークに配慮した、生物多様性を推進するための体系的な取り組みが充実している
- ・ 行政と市民が連携した海鳥及びシギ・チドリ類の調査が毎年実施され、過去からの蓄積されたデータとともに鳥類の保全に活かされている

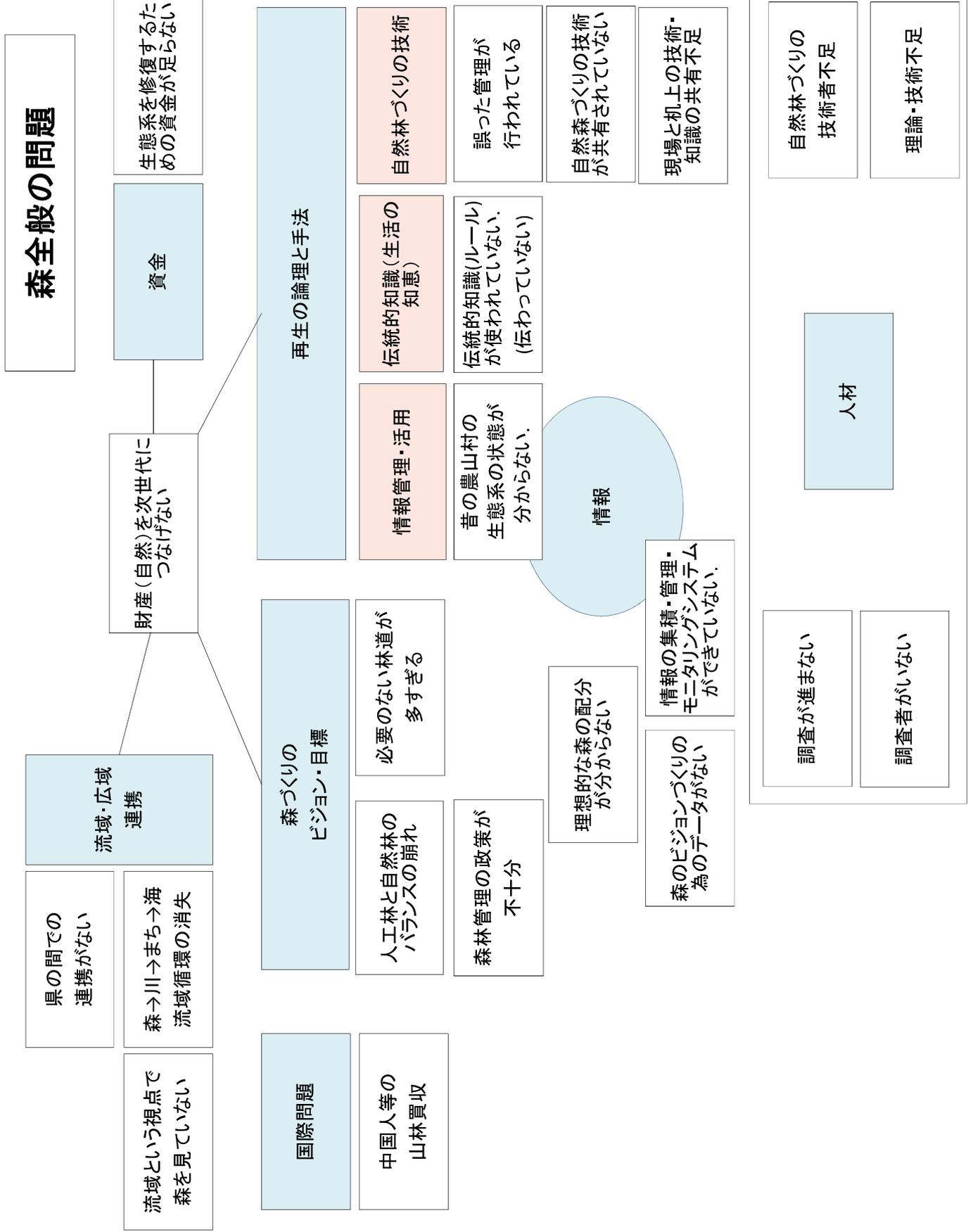
#### 課題

- ・ 機能的な制度の構築
- ・ 行政と市民の連携の在り方
- ・ 統一的な市民参加型環境モニタリング方法など調査方法の確立と実施体制の構築
- ・ 地域知・専門知の活用の仕組みづくり
- ・ すでに環境影響評価や市民調査等で実施・推進された調査データの活用
- ・ 実施状況のチェック体制の仕組みづくり
- ・ 水環境保全に関する国際法や国内法の活用と推進の仕組みづくり
- ・ 水環境の生態系ネットワークを形成する水域の様々な関係者の幅広い参加を得て、地域の特性に応じた体系的取り組みの構築
- ・ 水環境の保全やCEPA（広報・教育・普及啓発）活動実践への企業参画
- ・ 海洋保護区の推進

## 現状意見

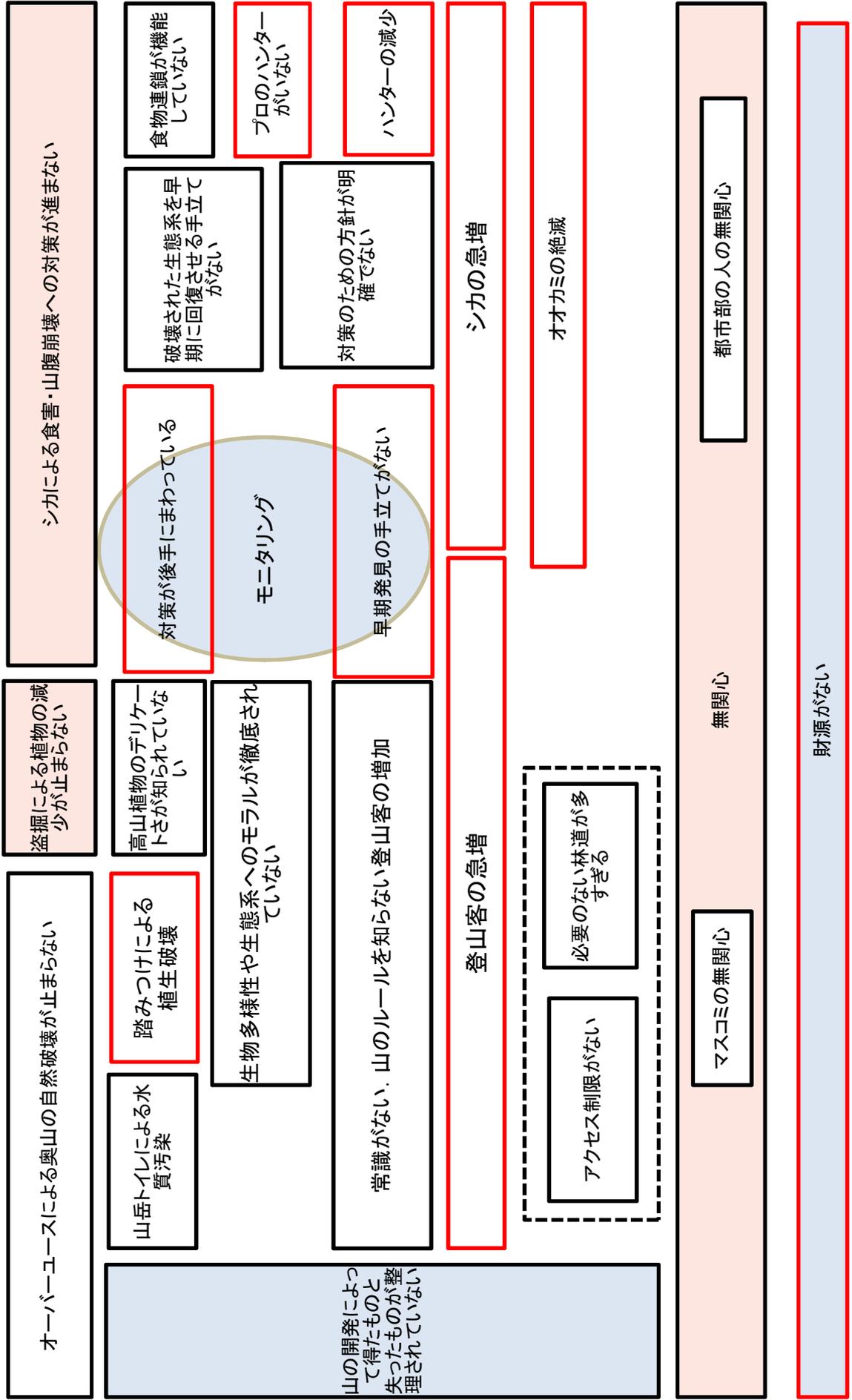
- ・海洋保全エリアが限られてしまう
- ・人が入ることができるエリアが限られる
- ・保全活動のダイバーが漁場には入れない
- ・保護区域を柵などで囲うことができない
- ・海に関する調査機関や調査データが少ない
- ・客観的に事実を伝える情報が少ない
- ・市民参加型の調査があればもっと理解が進むのでは
- ・国際的なシギ・チドリ類の重要生息地ネットワークに入っていることが十分行政や市民に知られていない
- ・市民団体による海鳥及びシギ・チドリ類の定期的な調査が、活用されていない

(3) 岡山・岡山



# 奥山の問題

## 人間・野生動物による自然破壊



# 里山の問題

獣害

獣害対策が進まない  
(イノシシ・シカ・サル)

里山管理

竹林の拡大が止まらない。

里山の放置・進む遷移

無関心な人が多い。

里山の荒廃が社会に  
知られていない。

利用・管理されない里山の増加

マスコミが無関心。

新しい里山との関り方利用の仕方が見つからない。

里山から何が得られるのかわからない。

無関心

# 人工林の問題

人工林管理の問題

過度の人工林

人工林と自然林のバ  
ランスの崩れ

人工林の荒廃

手入れが出来ない人  
工林の増加

林業従事者の激減

材が売れない

# 卷 末 資 料

# 巻末資料1 「生物多様性とくしま会議」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「生物多様性とくしま会議」(以下「とくしま会議」と称する。

(目的)

第2条 とくしま会議は徳島における生物多様性地域戦略の策定に関しての提言を行い、策定後の推進を担い、相互評価をしつつ、戦略を見直し、より発展的展開を目指す。

## 第2章 とくしま会議が行う事業

第3条 とくしま会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生物多様性の重要性を一般県民、事業者等へ普及、浸透させること。
- (2) 徳島の生物多様性の保護・保全・再生にかかわる課題抽出に関すること。
- (3) 課題解決に向けた目標設定と保全策の提案に関すること。
- (4) 徳島県の生物多様性地域戦略の策定に関する提案。
- (5) 生物多様性保全活動の推進支援に関すること。
- (6) その他、生物多様性の保全にかかわる事項。

## 第3章 会員

(会員)

第4条 とくしま会議は次の各号のいずれかに該当し、とくしま会議の目的に賛同する者を会員として構成する。

- (1) 徳島県内に本部をもつ環境保全(=生物多様性の保全)を目的とする団体
- (2) 生物多様性に関する学識経験者

(責務)

第5条 会員は、それぞれの役割に応じてとくしま会議の行う事業に積極的に参加するとともに、自ら生物多様性保全に向けた取り組みに努めるものとする。

(会員の中途参加、退会及び除名)

第6条 とくしま会議の発足後、参加を希望し、会員から推薦があった者については、第5章で規定する会議の過半数の賛成を経て会員となることができる。

2 とくしま会議の退会については申し出のあった者については、特にこれを妨げない。

3 とくしま会議の参加について適切でない認められる者については会議の過半数の賛成を経て除名させることができる。

## 第4章 役員

(役員)

第7条 とくしま会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 2名
- (2) 副代表 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は会議において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合の選任においては、前項の規定を準用する。

(役員の責務)

第9条 役員は次の各号に掲げるところにより、その職務を行う。

(1) 代表2名は、共同して会務を統括する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは又は欠けたる時は、代表の指名した順序によってその職務を代行する。

(3) 幹事は、とくしま会議全体の運営並びに連絡、調整、事務を処理する。

(4) 会計監事はとくしま会議の運営及び会計を監査し報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員が欠けたことにより、補欠として選出された役員任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後において、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

## 第5章 会議

(会議)

第12条 会議は、合意形成及び意思決定を行う。

(会議の構成及び招集)

第13条 会議は、会員をもって構成する。

2 会議は、代表が必要に応じて招集する。

3 代表は、会議の議事を統括する。

4 会議の議長は、代表幹事とする。代表幹事に支障ある場合は、他の幹事が代行する。

5 代表は必要があると認める場合には、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の議決事項)

第14条 会議は以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更に関する事

(2) 会員の参加及び除名に関する事

(3) 役員選任に関する事

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事

(5) 事業報告及び収支決算に関する事

(6) その他運営において、意思決定を要する事項は、合意形成を図ることを原則とする。

(議決)

第15条 会議における議決は代表権をもつ参加者につき1個とし、会議議事は出席した会員の過半数をもって成立する。但し、可否同数のときは議長が決する。

(書面議決及び委任)

- 第16条 やむを得ない理由により会議に出席できない会員はあらかじめ通知された会議に付議すべき事項について書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。
- 2 前項の場合、前2条の適用により当該会員は出席したものとする。

(幹事会)

- 第17条 幹事会は会議の代表、副代表、幹事をもって構成する。
- 2 幹事会は、必要に応じて代表が召集し、代表に事故あるときは副代表が職務を代行する。
- 3 幹事会は、次の事項を実施する。
- (1) 会議に付議すべき事項の審議に関すること
  - (2) 会議の議決に基づく事業の実施に関すること
  - (3) その他幹事会が必要と認めた事項に関すること
- 4 代表が認めた場合は、幹事会に役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

- 第18条 会議の事業を円滑に推進するため、作業部会を置くことができる。

## 第6章 会計

(会計)

- 第19条 とくしま会議の経費については、原則として各会員の自己負担をもってこれに充てる。ただし、事業の際に、補助金、助成金、寄附金及びその他の収入が得られる場合には、これを充てるものとする。

(会計年度)

- 第20条 会計年度は6月1日から翌年5月31日までとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

- 第21条 とくしま会議の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の業務は、幹事がこれを担当する。
  - 3 事務局に関する事項は代表が別に定める。

## 第8章 補足

(改正)

- 第22条 この規約は、会員の発議により、とくしま会議の議決を経て改正することができる。

付 則 この規約は、平成22年6月1日から施行する。

## 巻末資料 2. 検討会議の開催記録

### (1) 全体会議

内容	実施日	概要
徳島地域における生物多様性の取り組みに関する意見交換会	平成22年4月16日(金)	生物多様性の取り組みに関する意見交換
生物多様性とくしま会議設立準備会	平成22年5月27日(木)	役員選出
第1回生物多様性とくしま会議	平成22年6月24日(木)	設立趣旨・規約の決定
第2回生物多様性とくしま会議	平成22年7月23日(金)	第1回ワークショップ開催
第3回生物多様性とくしま会議	平成22年9月2日(木)	第2回ワークショップ開催
活動展示 「とくしまの自然と生きもの遍路」	平成22年9月25日(土) ～26日(日)	環境保護・保全&行政等 22 団体の活動大展示会 環境講演会 瀬戸昌之氏 (東京農工大名誉教授)
第4回生物多様性とくしま会議	平成22年10月7日(木)	第3回ワークショップ開催
第5回生物多様性とくしま会議	平成22年11月4日(木)	第4回ワークショップ開催
第6回生物多様性とくしま会議	平成22年12月2日(木)	第5回ワークショップ開催
第7回生物多様性とくしま会議	平成23年1月6日(木)	第6回ワークショップ開催
第8回生物多様性とくしま会議	平成23年2月3日(木)	第7回ワークショップ開催
第9回生物多様性とくしま会議	平成23年3月3日(木)	第8回ワークショップ開催
第10回生物多様性とくしま会議	平成23年4月2日(土)	第9回ワークショップ開催

### (2) 作業部会

作業部会名	実施日
都市・里地部会	平成22年11月25日(木)
	平成22年12月21日(火)
	平成23年2月1日(火)
川・海部会	平成22年12月16日(木)
	平成23年2月16日(水)
	平成23年3月19日(土)
奥山・里山部会	平成22年11月4日(木)
	平成22年12月21日(火)
	平成23年1月26日(水)
	平成23年2月10日(木)

## 徳島地域における生物多様性の取り組みに関する意見交換会

- 日時:平成 22 年 4 月 16 日(金)19:00～21:00
- 場所:徳島市市民活力開発センター
- 内容:生物多様性の取り組みに関する意見交換

## 生物多様性とくしま会議設立準備会

- 日時:平成 22 年 5 月 27 日(木)19:00～21:00
- 場所:とくしま県民活動プラザ会議室
- 内容:役員選出

## 第 1 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 22 年 6 月 24 日(木)19:00～21:00
- 場所:とくしま県民活動プラザ
- 内容:設立趣旨・規約の決定

## 第 2 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 22 年 7 月 23 日(金)18:30～21:30
- 場所:徳島大学工業会館 2F メモリアルホール
- 内容:第 1 回ワークショップ開催
- 参加者:15 団体 17 名, 学識経験者 3 名, 行政 1 名, ファシリテーター 1 名, WS スタッフ 3 名



テーブル形式でWSの進め方について全体討議

### 第3回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成22年9月2日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学工業会館 2F メモリアルホール
- 内容:第2回ワークショップ開催
- 参加者:13団体14名,学識経験者3名,行政1名,ファシリテーター1名,WSスタッフ3名



参加団体が考える生物多様性について課題抽出



参加団体からの意見発表



WS サポートスタッフによる課題の整理

## 活動展示「とくしまの自然と生きもの遍路」

- 日時:平成 22 年 9 月 25 日(土)～26 日(日) 10:00～17:00
- 場所:文化の森 21 世紀館(多目的活動室)
- 内容:環境保護・保全&行政等 22 団体の活動大展示会  
環境講演会「豊かな社会は、多様な自然が支えている」  
瀬戸昌之氏(東京農工大名誉教授)



吉野川ひがたの会



日本野鳥の会 徳島



NPO 法人里山の風景をつくる会

#### 第4回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成22年10月7日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学工業会館2F メモリアルホール
- 内容:第3回ワークショップ開催
- 参加者:11団体14名,学識経験者3名,ファシリテーター1名,WSスタッフ3名



前回ワークショップの振り返りなど情報を共有



作業部会の設置と運営方法について意見交換



次回以降の進め方について合意

## 第 5 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 22 年 11 月 4 日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学工業会館 2F メモリアルホール
- 内容:第 4 回ワークショップ開催
- 参加者:13 団体 17 名, 学識経験者 1 名, ファシリテーター1 名, WS スタッフ 4 名



鎌田代表による生物多様性国家戦略についての情報提供



作業部会の区分、運営方法について再討議



作業部会を「川・海」、「都市・里地」、「山・里山」でスタートさせることを確認

## 第 6 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 22 年 12 月 2 日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学建設工学科 3F 大会議室
- 内容:第 5 回ワークショップ開催
- 参加者:12 団体 18 名, 学識経験者 3 名, ファシリテーター1 名, オブザーバー2 名, WS スタッフ 4 名



作業部会ごとでの意見交換



作業部会取りまとめの報告



今後のとくしま会議の進め方について全体で討議

## 第 7 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 23 年 1 月 6 日(木)18:45~21:45
- 場所:徳島大学建設工学科 3F 大会議室
- 内容:第 6 回ワークショップ開催
- 参加者:11 団体 16 名, 学識経験者 3 名, ファシリテーター1 名, オブザーバー1 名, WS スタッフ 3 名



提言書に関する事務局提案についての全体討議



提言書の提言項目についての仕分け作業



作業部会に分かれての討議

## 第 8 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 23 年 2 月 3 日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学建設工学科 3F 大会議室
- 内容:第 7 回ワークショップ開催
- 参加者:12 団体 15 名, 学識経験者 3 名, ファシリテーター1 名, オブザーバー1 名, WS スタッフ 3 名



各作業部会からの進捗報告



提案書の中身についての全体討議



目標、手順、部会間の調整等について検討

## 第9回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成23年3月3日(木)18:45~21:30
- 場所:徳島大学建設工学科3F 大会議室
- 内容:第9回ワークショップ開催
- 参加者:12団体14名,学識経験者2名,ファシリテーター1名,オブザーバー2名,WSスタッフ3名



提案書に対する修正点の確認



提案書の提出時期、方法について検討



次回、とくしま会議で最終案を決定することを合意

## 第 10 回生物多様性とくしま会議

- 日時:平成 23 年 4 月 2 日(土)18:00~21:30
- 場所:徳島大学工業会館
- 内容:第 10 回ワークショップ開催
- 参加者:11 団体 14 名, 学識経験者 1 名, ファシリテーター1 名, オブザーバー1 名,WS スタッフ 1 名



協働を研究している大西さんが、ファシリテーターを実施



提案書について最後の修正点を確認



大目標の解説文について確認

## 巻末資料 3 条約新戦略計画（ポスト2010年目標該当箇所）

## 環境省仮訳

## ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

## ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

**戦略目標 A.** 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標 2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標 3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標 4 : 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

#### 戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5 : 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標 6 : 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標 7 : 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標 8 : 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。

目標 9 : 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標 10 : 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

**戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。**

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

**戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。**

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

**戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。**

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

\*なお、原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照のこと。

## 巻末資料 4 地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言(仮訳)

私たち地方自治体の首長と代表者は、国際生物多様性年である 2010 年の 10 月 24 日から 26 日、「生物多様性国際自治体会議」に参加するために愛知県名古屋市に集いました。

私たちは、急速な都市化が生物多様性を減少させる要因の一つであり、地方自治体<sup>ii</sup>には、生物多様性条約<sup>iii</sup>の目的を果たし、生物多様性減少の進行を食い止める上で重要な役割があると考えます。そして、この役割を果たしていくことを誓います。

私たちは、世界のあらゆる地方自治体、地域住民、生物多様性条約の締約国、国際社会などに対して、地方自治体の取組みを支えるよう呼びかけます。この宣言は、地方自治体における生物多様性との係わりについて、私たちの目的、計画、行動を述べたものです。

### 都市、地方自治体と生物多様性

都市と地方自治体は、その区域内外の生態系サービスに大きく依存しています。とりわけ都市には、世界の半数以上の人々が住んでおり、そのエコロジカルフットプリントは驚くほど大きなものとなっています。また、そのことが地球生態系の健全さを脅かしています。しかし地方自治体は、変革のための大きな潜在能力を持っています。世界の経済を持続可能なものに移行させるには、ライフスタイルや技術、ガバナンスの革新が必要です。そして、この革新を引き起こすのは、都市の暮らしなのです。地方自治体は、以下に示すように、現場での具体的な行動に影響を与えることのできる立場にいるのです。

- 1) **都市生態系の恵み**：都市や都市周辺における生物多様性の喪失は、生態系の働きを低下させています。それは、ヒートアイランド現象や都市型水害、淡水の不足、マラリアなどの病気の蔓延、自然生態系の自浄能力の低下などの問題を引き起こしています。こうした問題の多くは、気候変動によって悪化しつつあります。生態系を、都市を支える重要な「緑の」インフラとして位置付け、管理していく必要があるのです。
- 2) **都市生態系の潜在能力**：都市化が生態系に与える強い負荷にもかかわらず、都市には多くの生物が生息・生育しています。都市の緑地や河川、湿地などの適切なデザインとマネジメントは、現状の生態系を維持管理するだけでなく、生物種や生息域を回復させるために必要不可欠です。私たちは、都市生態系の潜在力を引き出していかなくはなりません。それは生物多様性を支える力であり、人と自然をもう一度結びつける力です。人と自然がつながることで、自然界への感謝の念が生まれ、健全な社会が築かれるのです。
- 3) **都市外の生態系への依存**：都市は一般に、水供給を始め、多くの資源を都市外の生態系に依存しています。地球資源に対する都市住民の需要は、生物多様性減少の最大の要因の一つです。地球生態系の衰退は、都市の持続可能性にとって大きな脅威であり、地球全体にとっても、大きな脅威です。しかしながら、都市が生産・流通・消費に及ぼす強い影響力を適切に行使するならば、地球生態系の回復に大きく貢献することができるのです。
- 4) **都市と地方自治体の課題解決能力**：地方自治体は多くの行政サービスを提供しています。そしてそれは、生物多様性に良くも悪くも影響を与えます。調達の際の選択、土地利用計画、戦略的投資の決定、水や廃棄物の管理などがその一例です。市民・企業・NGO・行政のパートナーシップを強めるならば、自治体だけでは成し得ない大きな成果を挙げることができるはずです。

## 都市と地方自治体の貢献

生物多様性と生態系を都市インフラの一部として管理するとともに、都市計画、財政計画、都市交通、通商・経済上のインセンティブ、公共調達、都市基盤整備など行政サービス全般にわたり、生物多様性への配慮を組み込み、評価していく必要があります。

私たちは、都市と地方自治体がこれまで実施し、あるいはこれから実施し得る取組みの重要性を認識し、以下のような取組みを強めていくことが重要だと考えます。

1. 市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理すること
2. 市街地スプロールを抑制する戦略的都市及び広域土地利用計画の実行
3. 周辺自治体と協働して、生態系アプローチにもとづいた広域的なランドスケープマネジメントを行うこと
4. 都市および都市周辺の農業、林業と都市の市場との結びつきを育てること
5. グリーン購入の推進（生物多様性に影響を与える資源消費を持続可能なものに転換）
6. 相乗効果のあるパートナーシップを確立すること（市民、企業、団体、学術機関、他の自治体や関係機関との連携）
7. 生物多様性に関する意識啓発すること（とりわけ青少年に対して、生態系や生物多様性の価値や重要性について啓発）
8. 生物多様性について使命を共有する都市と地方自治体の地球規模および地域的ネットワークを支援すること（ICLEIとIUCNによるLABプログラム<sup>iv</sup>、アセアン環境的に持続可能な都市に関する作業部会<sup>v</sup>など）。

## 都市と地方自治体による国際的な連携

生物多様性に関する業務を推進するため、地方自治体とその協力団体により、すでに次のようなさまざまな取組みが行われています。

- ・ 世界各地の地方自治体による数々のイニシアチブ
- ・ 地方自治体による重要な宣言とコミットメントの表明（地方レベルで生物多様性を保全することの重要性に関するもの）<sup>vi</sup>
- ・ 関連団体による調整や連携、促進の取組み（例えば、都市と生物多様性グローバルパートナーシップ<sup>vii</sup>とその都市による助言委員会、その他の中心的な参加者によるものなど）

その他にも学術研究機関が、生物多様性の評価、回復力のある（レジリエント）生物多様性に配慮した都市計画・都市デザインを通じて、生物多様性の取組みを支える役割を果たし始めています。私たちは、TEEB<sup>viii</sup>のような経済的な評価、URBIO<sup>ix</sup>（都市における生物多様性とデザイン会議）などのフォーラムやUNESCOなどの組織を通じた一層の貢献を歓迎します。関連研究機関に対しては、ボンと愛知・名古屋が提供した交流機会を踏まえつつ、今後の締約国会議に際して学術会議を開催するよう奨励します。こうした取組みは、人と自然をつなぐものとしての都市の生物多様性の重要性をはじめ、都市の生物多様性のさまざまな側面の研究を拡充することで補完していかなければなりません。

## 都市と地方自治体における「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」への支持

私たちは、生物多様性条約の締約国においても、地方自治体を支援する重要な取組みが行われていることを認識しています。生物多様性条約第9回締約国会議の決議IX/28<sup>x</sup>では、「…都市と地方自治体に対し、条約の実施への参画を促す理由は多数ある」との歴史的認識を示しました。私たちはこの画期的な決議を明確な行動に移し、都市と地方自治体による行動を支援し、促進する必要があることを認識しています。この認識に立ち、私たちはここに、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」が生物多様性条約第10回締約国会議において採択されることへの支持を表明します。

さらに私たちは、先に述べたような地方レベルの取り組みによる貢献に加えて、各国政府による生物多様性条約およびその他の多国間合意の目的遂行を、地方レベルで支援することを表明します。

### 1. 国等との協力

生物多様性条約の2011-2020年戦略計画の実施に向けた優良事例、能力育成プログラム、革新的資金供与の仕組みなどの関連手法の開発。

### 2. 生物多様性地域戦略及び行動計画の策定・改定・実施

国の生物多様性ガイドラインや枠組み、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）との連携。

### 3. 持続可能な社会に向けた他の取り組みとの連携

気候変動の緩和及び適応、水資源管理、貧困軽減、教育、公衆衛生などの要素も密接に関係していることを認識し、同時に取り組む。

### 4. 生物多様性に向けた取り組みのモニタリングと評価

締約国の報告制度に組み込まれたものとしてモニタリングと評価を実施する。今後設定される生物多様性条約2011-2020年指標の枠組み（インディケーターフレームワーク）に沿って、地方レベルでの生物多様性マネジメントの評価基準を設定する。例えば、都市の生物多様性指標（CBI）<sup>xi</sup>などを活用して、CBD国別報告に沿うような形で中央政府に報告する。

### 5. 生物多様性条約の活動や会合、イニシアチブに参加

適切で可能な範囲で自国政府に協力。

## ハイレベル・セグメントへ自治体の声である愛知・名古屋宣言の提示

私たちは、生物多様性国際自治体会議の主催者である愛知県知事と名古屋市長に対し、COP10ハイレベル・セグメントに私たち地方自治体の代表として出席し、生物多様性国際自治体会議の成果である本宣言を提示することを委任します。また、現在検討されているCBD「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」に対する私たち地方自治体の支持と、地方レベルでの実施についての約束を、各締約国を代表する閣僚に伝えます。

## 謝辞

私たちは、生物多様性国際自治体会議を主催した愛知県、名古屋市、そしてCOP10支援実行委員会に対して、感謝の意を表します。

次回COP開催都市に対しては、クリチバ、ボンそして愛知・名古屋によって示された成功例を受け継ぐこと、そして、生物多様性減少の流れを止めるために世界の都市と地方自治体が国際舞台で協働できる機会を提供されることを希望します。

- i 200を超える地方自治体が参加。
- ii “都市と地方自治体”とは、町村や広域自治体も含め、あらゆる規模の人間居住地域を含んでいる。
- iii 生物多様性条約（CBD）（ウェブサイト）：  
<http://www.cbd.int/convention/about.shtml>  
 1993年12月29日に発効。この条約の主な目的は、1)生物多様性の保全 2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用 3)遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の3つである。
- iv 詳しくは次のサイトを参照。 [www.iclei.org/lab](http://www.iclei.org/lab)
- v 詳しくは次のサイトを参照。 [www.aseansec.org/network](http://www.aseansec.org/network)
- vi 都市と生物多様性に関するクリチバ宣言（ウェブサイト）：  
<http://www.cbd.int/doc/meetings/biodiv/mayors-01/mayors-01-declaration-en.pdf>;  
 都市と生物多様性：ボン行動のための呼びかけ（ウェブサイト）：  
[http://www.iclei.org/fileadmin/template/project\\_templates/LABbonn2008/user\\_upload/Press/BonnCall\\_FINAL\\_29May08.pdf](http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/LABbonn2008/user_upload/Press/BonnCall_FINAL_29May08.pdf);  
 エアフルト宣言、URBIO 2008（ウェブサイト）：  
[http://www.fh-rfurt.de/urbio/httpdocs/content/ErfurtDeclaration\\_Eng.php](http://www.fh-rfurt.de/urbio/httpdocs/content/ErfurtDeclaration_Eng.php);  
 ダーバンコミットメント（ウェブサイト）：  
[http://www.iclei.org/fileadmin/template/project\\_templates/localactionbiodiversity/user\\_upload/LAB\\_Files/Durban\\_Commitment\\_14\\_Aug2008.pdf](http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/localactionbiodiversity/user_upload/LAB_Files/Durban_Commitment_14_Aug2008.pdf);  
 地方自治体と生物多様性に関する第二クリチバ宣言（ウェブサイト、6か国語）：  
<http://www.cbd.int/authorities/informationresources.shtml>;  
 名古屋宣言—URBIO 2010：  
<http://www.cbd.int/authorities/doc/NagoyaDeclaration-URBIO-2010.pdf>
- vii 都市と生物多様性グローバルパートナーシップの助言委員会は名古屋、モンリオール、クリチバ、ボンの各市から成る。そのほかこのパートナーシップで中心的な役割を果たすものには、CBD条約事務局、ICLEI、IUCN、ICLEIとIUCNによる生物多様性のためのローカルアクション・プログラム、国連人間居住計画（UN-HABITAT）、国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）及びシンガポールがある。
- viii TEEB、生態系と生物多様性の経済学（ウェブサイト）：  
<http://www.teebweb.org>
- ix URBIO 2010 国際会議（ウェブサイト）：  
<http://www.jilac.jp/URBIO2010/doku.php>
- x COP9 決議IX/28: 都市と地方自治体の参画促進（ウェブサイト）：  
<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-09/cop-09-dec-28-en.pdf>
- xi 詳しくは次のサイトを参照。  
[www.cbd.int/authorities/gettinginvolved/cbi.shtml](http://www.cbd.int/authorities/gettinginvolved/cbi.shtml)